

情報倶楽部

2026年2月

No. 297

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

消費税

★ 令和8年10月1日前後の取引に係る経過措置

Q. 令和8年の10月1日から消費税の経過措置が一部終了し、仕入税額控除の取扱いが変わるそうですが、その前後の取引はどのようになりますか？

A. 令和8年10月1日から、消費税のインボイス制度に関する経過措置が一部終了し、仕入税額控除の取扱いが変わります。

これに伴い、9月30日以前と10月1日以後にまたがる取引について、どの時点のルールを適用するかを明確にする必要があります。

たとえば、9月末までに商品を引き渡し、請求書の発行が10月1日以降になる場合や、10月に役務（サービス）を提供して9月に前払いを受けている場合など、取引の時期が異なるケースでは、課税関係が変わる可能性があります。

国税庁の通達では、取引の完了時点が9月30日以前であれば旧制度を、10月1日以後であれば新制度を適用すると定めています。

つまり、商品の引渡日やサービスの提供日が基準となり、請求書の日付や支払時期では判定しません。

また、9月末までに前払いを受けていても、実際の提供が10月1日以後なら新ルールが適用されます。

企業や個人事業者は、経過措置の終了に備えて、請求・契約・納品のタイミングを確認し、誤った税率やインボイス処理を防ぐ体制づくりが重要です。

★ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置

Q. 令和8年の10月1日から消費税の経過措置が一部終了し、仕入税額控除の取扱いが変わるそうですが、短期前払費用に係る免税事業者からの仕入れに係る経過措置はどのようになりますか？

A. 国税庁は、インボイス制度導入後における免税事業者（インボイス未登録者）からの仕入れについて、短期前払費用に関する経過措置の取扱いを明確にしました。

短期前払費用とは、1年以内に提供を受けるサービスなどの対価を前もって支払った場合に、支払った時点で経費（損金）として処理できる制度です。たとえば、年間の保守契

約料や家賃などがこれに該当します。

インボイス制度では、免税事業者からの仕入れに対しては原則として仕入税額控除ができません。しかし、令和5年10月から令和11年9月までの経過措置により、当面は控除額の一定割合を認める仕組みになっています。

今回の通達では、免税事業者から前払いで契約した場合でも、実際のサービス提供期間が令和8年10月1日をまたぐときは、提供期間に応じて旧・新制度を按分して処理する必要があります。

つまり、支払日ではなく「サービスの提供期間」で判定される点がポイントです。経過措置の適用割合が変わる令和8年10月をまたぐ契約では、前払金の処理を誤ると仕入税額控除額にズレが生じるため、契約期間の確認と経理処理の慎重な対応が求められます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/130.pdf>

★ 調整対象固定資産の取得と2割特例

Q. 消費税の2割特例を受けていますが、調整対象固定資産を取得すると受けられなくなるとか。どのようになっていますか？

A. インボイス制度の導入により、これまで免税事業者だった人が新たに課税事業者となるケースが増えています。

こうした事業者の負担を軽減するために設けられたのが「2割特例」です。これは、通常の複雑な計算をせず、売上に含まれる消費税額の2割だけを納めればよいという簡便な方法です。

しかし、この特例には重要な「制限」があり、該当すると利用できなくなります。

その代表が、調整対象固定資産の仕入れに関するルールです。調整対象固定資産とは、税抜100万円以上の機械や器具備品など、長期間使う大きな設備のことを指します。

もし課税事業者が課税事業者を選択する届出（課税事業者選択届出書）を提出し、その後2年以内に調整対象固定資産を購入した場合、その課税期間から一般課税が強制され、2割特例は使えなくなります。

一方、インボイス制度の経過措置により課税事業者になった人は、この制限の対象外とされていますので、たとえば令和7年にインボイス登録し、その年に調整対象固定資産を購入した場合でも、令和8年分では2割特例を使うことができます。

2割特例を使う予定の事業者は、設備投資のタイミングと提出書類に特に注意が必要です。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/todokedesho/pdf/17.pdf>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/01.htm>

所得税

★ 修正申告に伴う消費税額の必要経費算入時期

Q. 消費税の修正申告に伴う納付税額をいつの年分の必要経費に算入するかで争われた事件があるとか。どのような内容ですか？

A. 令和7年に行われた国税不服審判所の裁決に、消費税の修正申告に伴う納付税額をいつの年分の必要経費に入れるかが争われた事件がありました。

この事件は、コンクリート型枠の製造販売を行う個人事業者が、消費税の修正申告により追加で納める税額を、その修正対象となった課税期間（つまり過去の年分）の必要経費として計上し、所得税の修正申告を行ったことから始まりました。

これに対し税務署は、「その年にはまだ債務が確定していない」として経費算入を認めず、更正処分を行いました。

審判所は、所得税法37条に基づき、必要経費に算入できるのは債務が確定した時点の年分であると判断しました。消費税の修正申告書を提出した時点で初めて「納付すべき税額」が確定するため、その年の経費に含めるべきだとしています。

つまり、修正申告で追加納税が生じた場合、その税額は過去の年分ではなく、修正申告を提出した年の必要経費として扱うのが正しい処理になるということです。

今回の判断は、個人事業者にとって経費計上のタイミングを誤らないための重要な指針となります。

そ の 他

★ 下請法の改正と売手負担の振込手数料

Q. 令和8年から、下請法の改正で振込手数料の処理が変更になるとか。どのようなになるのですか？

A. 令和8年1月1日から、下請法の改正後の新しい法律「取引適正化法（取適法）」が施行されました。この改正で大きく変わるのが、振込手数料を売手（中小受託事業者）が負担することが禁止されるという点です。

これまでは、たとえ買手（委託事業者）が振込手数料を代金から差し引く場合でも、双方が「書面で合意」していれば認められていました。しかし改正後は、合意の有無にかかわらず、振込手数料を売手に負担させること自体が違法になります。

違反すると、公正取引委員会から「勧告」を受け、社名が公表される可能性があります。

この改正に伴い、契約書の見直しが必要です。今後は、振込手数料は買手が負担する形に変更しなければならないため、売手・買手双方で契約内容を再確認することが求められます。

また、手数料負担が変わることで、経理処理にも影響します。特に消費税のインボイス制度では、手数料の扱いによって記載内容が変わるため、会計処理の方法を誤らないよう注意が必要です。

改正により、下請企業の負担軽減と公正な取引環境の整備が進むことが期待されます。